

令和 8 年玉村町議会第 2 回定例会会議録第 6 号

令和 8 年 6 月 1 2 日（金曜日）

議事日程 第 6 号

令和 8 年 6 月 1 2 日（金曜日）午後 2 時 3 0 分開議

- 日程第 1 陳情の審査報告
 - 日程第 2 開会中における所管事務調査報告
 - 日程第 3 閉会中における所管事務調査の申出
 - 日程第 4 議員派遣の申出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情の審査報告
- 日程第 2 開会中における所管事務調査報告
- 日程第 3 閉会中における所管事務調査の申出
- 日程第 4 議員派遣の申出
- 追加日程第 1 議案第 3 6 号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第 2 議案第 3 7 号 工事請負契約の締結について

出席議員（１３人）

1 番	川 端 悟 君	2 番	峯 岸 敬 一 君
3 番	笛 木 美登利 君	4 番	嶋 田 由紀子 君
5 番	井 上 景 子 君	6 番	松 本 幸 喜 君
7 番	羽 鳥 光 博 君	8 番	堀 越 真由子 君
9 番	備前島 久仁子 君	10 番	高 橋 茂 樹 君
11 番	浅 見 武 志 君	12 番	月 田 均 君
13 番	新 井 賢 次 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	鈴 木 寛 史 君	総 務 課 長	丸 山 智 志 君
企 画 課 長	関 根 伸 行 君	税 務 課 長	貫 井 利 行 君
健康福祉課長	岡 田 寛 子 君	子ども育成課長	畑 中 哲 哉 君
住 民 課 長	齋 藤 博 君	環境安全課長	齋 藤 智 彦 君
経済産業課長	平 野 敏 行 君	都市建設課長	原 田 英 樹 君
上下水道課長	上 村 明 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	加賀美 博 隆 君
学校教育課長	青 木 栄 二 君	生涯学習課長	金 子 英 明 君

事務局職員出席者

議会事務局長	関 根 聡 子	局 長 補 佐	萩 原 穰
庶務係兼 議事調査係	爲 谷 麻 友		

○開 議

午後２時３０分開議

◇議長（新井賢次君） 着席願います。ただいまの出席議員は１３名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程の追加について

◇議長（新井賢次君） 本日は、追加日程として、お手元に配付いたしました追加２議案が提出されました。

本日午前１１時より議会運営委員会が開かれ、追加日程の取扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加２議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、２議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第１ 陳情の審査報告

◇議長（新井賢次君） 日程第１、陳情の審査報告を議題といたします。

陳情受理番号１、ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）のリスクの周知徹底を求める陳情書。

この陳情につきましては、民生文教常任委員会に付託となっておりますので、民生文教常任委員長の審査報告を求めます。

松本幸喜民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 松本幸喜君登壇〕

◇民生文教常任委員長（松本幸喜君） それでは、陳情の審査報告をいたします。

陳情受理番号１、受理年月日、令和８年５月２０日。

件名、ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）のリスクの周知徹底を求める陳情書。

陳情者又は代表者住所・氏名、群馬県佐波郡玉村町五料〇〇〇〇〇、群馬県有志の会、代表、武井俊樹。

審査結果、不採択とすべきもの。

審査報告、審査の経過等を報告させていただきます。

まず、陳情の趣旨でございますが、1、全国の市民が行った「コロナワクチン接種データ開示請求プロジェクト」の全国158市区町村、総計5,359万1,257回分の接種記録による接種後死亡観測データによると、コロナワクチン接種当日と翌日の死亡者は、19歳未満2名を含む704人と報告されている。

2、新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害救済制度の認定状況は、累計進達受理件数1万5,255件、累計認定数9,473件、うち死亡一時金または葬祭料に係る認定1,070件。

3、新型コロナワクチンはmRNAワクチンであり、体内でスパイクタンパク質を産生させる仕組みを持つが、そのスパイクタンパク質が長期間検出されたとする研究報告があること。また、繰り返し接種により免疫機能が低下すること等、長期的な影響については未解明な部分が多いこと。

4、厚生労働省は、都道府県に対し、新型コロナワクチン接種後の長期にわたる影響、副作用の発症までの期間が長いことを通知していること。

以上の理由から、1、mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種券送付時にmRNAワクチンに関するリスク情報について、玉村町住民へ周知を図ること。

2、本陳情に対する審査結果及びその理由を玉村町議会だよりに掲載することを求める陳情となっています。

なお、本陳情には190筆の署名が添えられていることをご報告させていただきます。

陳情者から趣旨説明の申出がありましたので、委員会で審査し、説明を求めることといたしました。陳情者の説明につきましては、ここに記載したとおりでございます。詳細につきましては、資料を参照していただきたいと思います。

審査経過。各委員による主な意見は、次のようになっております。

浅見武志委員、ワクチンについて、副反応等のリスク周知は、予診票等で十分できていると思う。接種する場合も医師に相談、問診の上接種しているため、改めて周知することの必要性は感じないし、やはり最終的には自己責任であると思う。

高橋茂樹委員、予診票は十分に機能している。接種する際は医師に相談するし、改めてリスクについて載せることはしなくてよいと思う。

井上景子委員、704人の死亡が報告されていることや、1万5,255件の健康被害救済制度の認定があることについては重く受け止めなければならない。しかし、厚生労働省は死亡者数や健康被害救済制度の認定状況、ワクチン接種後の影響などを通知しているし、町としても予診票において情報をQRコードなどで通知している。町民はそれらを見て、接種については個人の判断で行うべきと考える。情報を抜粋して発信することは、ワクチンへの不信感を高めることにつながり、不安を抱えた患者さんが増えることにもつながると考える。

笛木美登利委員、玉村町の予診票には、リスク等についてかなり細かく書かれていると思う。予診票にさらに詳しく記載することにより、かえって町民の不安をあおり、不安を増幅させてしまうこと

も懸念される。

川端悟委員、そもそも予防接種を受ける人は、予診票を見て、自己責任で受けるものと思っているのではないか。ただし、陳情者の気持ちを酌むならば、国からの最新の情報の記載について町として把握し、定期的に見直すことは必要であると思う。

各委員からは、以上のような意見が出されました。なお、発表につきましては、時間の都合上要約いたしましたので、正しくは資料をご参照ください。

表決につきましては、5名全員が不採択とのことで、本陳情は不採択とすべきものとなりました。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 民生文教常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） では、質問させていただきます。

陳情者から趣旨説明があつて、委員会でいろいろ意見が出たということは分かりました。審査報告書もちょっと読ませてもらったのですが、分かったのは、まずは不採択になった理由というのは、説明は十分しているのではないかということ、あとは個人の判断だということです。あとは、住民の不安を助長する危険性があるということ、あとは逆に病気を蔓延させる危険があるということ、その主な4つの原因で不採択になったのかなという感じがしたのですけれども。

その中で、ある議員が1つ、私があれっと思ったのは、国からの最新の情報について町として把握し、定期的に見直す必要があるのではないかとということで、委員会の中で話し合いをしていたのですが、これに関しては今どのように考えているのかなと。やはり定期的に最新情報を把握して、定期的に見直すことが必要だという意見に関しては、委員会としてはどのように感じ取っていたかということをお聞きます。

◇議長（新井賢次君） 松本幸喜民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 松本幸喜君発言〕

◇民生文教常任委員長（松本幸喜君） 担当の課といいますか、担当しているところは保健センターになります。保健センターでも予診票等について常に書換えをしておりますので、今後の推移を見守っていきたいと、そのように考えています。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） 保健センターで書き換えているという話ですか。

◇議長（新井賢次君） 松本幸喜民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 松本幸喜君発言〕

◇民生文教常任委員長（松本幸喜君） その都度改善をしているということです。特に今回については、QRコードを載せて国の見解を伝えられるよう努力しているということです。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） 私が見ているのは令和7年度なのですが、今年の9月にも同様な案内が来るという話を聞きました。ここにも、やはり令和7年度に関してもQRコードが3か所載っていて、正しい知識を持っていただいた上で接種をご判断いただきますようお願いするという文章が書いてあるのですが、この辺の文章についても令和8年度に関して言えば、また見直すという予定があるのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 月田議員、今の質問は、審査報告、審査経緯に対する質問になっていないと思いますので、よろしいですか。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） では、終わりにします。

◇議長（新井賢次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

以上で民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本陳情に対する討論を求めます。

民生文教常任委員長の審査報告は不採択とするものです。

最初に、不採択とすることに反対の方の討論を求めます。

8番堀越真由子議員。

〔8番 堀越真由子君登壇〕

◇8番（堀越真由子君） 議席番号8番、堀越真由子です。ただいま議題になっております陳情第1号、mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）のリスクの周知徹底を求める陳情書の民生文教常任委員長の審査報告に対し、反対の立場から討論を行います。

さきの委員会では、町民の不安や医療現場の負担を懸念する委員の皆様の真摯なご意見が示されました。これは、町民の安全や地域医療を守りたいという思いから出たものであり、陳情、署名をされた方々と同様に、私も深く共感します。だからこそ、町民の不安を実効的に軽減する方策を改めて検討し、この場で意見を述べます。

地方自治法第1条の2は、地方公共団体の基本的責務として住民の福祉の増進、すなわち住民の命と健康の保護を基礎に置くことを定めています。これまでmRNAワクチン接種については、国の通

知に沿って進めるという考え方が中心でしたが、その国の方針そのものが現在大きな転換期にあります。国の政府行動計画は、令和6年7月に改定され、それに合わせて本庁でも令和8年1月に玉村町新型コロナウイルス等対策行動計画が改定されました。本町の行動計画は、リスクコミュニケーションと丁寧な情報開示により、自治体が科学的根拠に基づく情報提供を行う重要性を明記しています。

そこで、国の新しい計画の意図について確認するため、令和8年6月9日にこの計画の主管官庁である内閣感染症危機管理統括庁に直接問い合わせたところ、担当者より次のような説明を受けました。これについては録音があります。

まず、1つ目の点です。地方自治体は、ワクチンの有効性もリスクも科学的に正確な情報を丁寧に住民へ周知し、接種するかしないかを住民自らが判断できる材料を提供することが求められる。こうした方向性こそが、今回改定された政府行動計画の意図であり、住民の理解と協力が最も重要であるため、自治体は住民に対し、科学的根拠に基づく情報提供、共有を行い、適切な判断を促すこと。

2つ目、住民の命と健康の保護についてです。厚生労働省が発表している副反応疑い報告は、累計6万7,000件、そのうち死亡報告は2,300件を超えています。また、国の救済制度では、ワクチンとの因果関係が否定できないとして、既に9,473件、うち1,070件の死亡事例が認定されています。こうした申請報告は今日も増え続けており、今現在mRNAワクチンの重い後遺症に苦しんでおられる方がいるという現実があります。

これらの事実を町民に知らせることについて国の考えを確認したところ、担当者からは、こうした事実を町が透明性を持ってホームページや広報で周知することは計画の趣旨に沿うものであり、問題はない。自治体と住民がどこに不安があるのかを共有することこそが、国が求めるリスクコミュニケーションである。自治体には、リスクとメリットを適切に知らせることが望ましいと説明を受けました。

この考え方は、令和4年第1回定例会で私が町長に質問した際の、ワクチン接種は任意であり、正しい情報提供が任意性を担保するという答弁と一致しています。当時はまだ健康被害の全容が見えておらず、町の対応も接種券の注意書きにとどまっていました。しかし、国が新しい計画を定め、これだけ重い事実が明らかになった今、リスクを知らされないまま住民に選択を委ねることが、本当に任意と言えるのでしょうか。情報を十分に知らされず接種し、もし重大な健康被害が生じた場合、その方やご家族の人生はどうなるのでしょうか。接種が任意である以上、透明性を持った丁寧な情報開示へとアップデートすることが求められていると考えます。

今回の陳情は、過度な要求ではありません。国が公表しているリスクの事実をメリットと同様に町が分かりやすく伝えることを求める、極めて正当な願いです。昨年3月には、メッセージャーRNAワクチン接種事業の中止を求める陳情が県と本町に提出され、県には本町住民を含む2,264名の署名が添えられました。それから1年がたっても不安が続いているからこそ、今回改めて190筆もの署名が寄せられたのだと受け止めています。委員会で示された、町民の健康を守りたい、現場の負

担を減らしたいという思いは、私も署名を寄せられた１９０名の皆様も全く同じです。署名に寄せられた町民の切実な声を酌み取り、国が求める丁寧な情報共有と客観的事実の周知を実行いただくよう前向きな判断をお願いいたします。

以上をもって、私の討論といたします。

◇議長（新井賢次君） 次に、不採択とすることに賛成の方の討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本陳情に対する表決を行います。

民生文教常任委員長の審査報告は不採択とするものです。異議がありますので、起立により表決を行います。

委員長の報告のとおり、不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◇議長（新井賢次君） 起立多数であります。

よって、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。



○日程第２ 開会中における所管事務調査報告

◇議長（新井賢次君） 日程第２、開会中における所管事務調査報告を議題といたします。

各委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第７７条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。



○日程第３ 閉会中における所管事務調査の申出

◇議長（新井賢次君） 日程第３、閉会中における所管事務調査の申出を議題といたします。

各委員長から玉村町議会会議規則第７３条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。

◇

○日程第４ 議員派遣の申出

◇議長（新井賢次君） 日程第４、議員派遣の申出を議題といたします。

玉村町議会会議規則第１２９条の規定による議員の派遣については、お手元にお配りしました議員派遣申出書のとおりであります。

お諮りいたします。

議員派遣申出書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認め、議員派遣申出書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◇

○追加日程第１ 議案第３６号 工事請負契約の締結について

◇議長（新井賢次君） 追加日程第１、議案第３６号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第３６号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町公共施設個別施設計画（建築物）の長寿命化計画に沿い、総合運動公園管理棟改修工事を条件付一般競争入札で行ったところ、８者の参加申込みがあり、５月２７日に開札をしました結果、田中建設株式会社玉村支店、取締役玉村支店長、田中克宗が、消費税込み８，５８０万円で落札いたしました。つきましては、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事は、昭和６２年の開園から３９年が経過し、一度も大規模な改修工事を実施していないため、施設の各所に老朽化が見受けられることから、管理棟のバリアフリー化やトイレの洋式化、機械設備、給排水管及び照明設備等、施設全体を改修するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

７番羽鳥光博議員。

〔７番 羽鳥光博君発言〕

◇７番（羽鳥光博君） 質疑させていただきます。

町長のお話にありました公共施設の整備見直し計画に沿ってということだったのですけれども、この管理棟の改修につきましては、当初は全面的な改修、建て替え工事で、今ある管理棟の外に、用地、敷地内に建てるということで新設が予定されていたのではないのでしょうか。前倒しということで、今あるところを修繕をするということで約4億円……大きなお金が今回契約で上程されていますけれども、そういった経緯はどうでしょうか。

◇議長（新井賢次君） ちょっと羽鳥議員、4億円って、8,500万円ほどではないですか。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） すみませんでした。8,500万円ほどでございます。

◇議長（新井賢次君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金子英明君発言〕

◇生涯学習課長（金子英明君） お答えいたします。

町長の答弁にありました玉村町公共施設個別施設計画（建築物）の計画によりますと、総合運動公園の管理棟につきましては、管理の考え方というところで令和7年度に改修設計を行い、令和8年度に改修工事を行うという計画になっております。これに基づいて、今回工事を契約するものでございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） 全面的改築で、別途で新規の建物を建てるということでないということは確認できました。

では、2点目の質問をさせていただきます。昨今の石油危機や諸機材の高騰、諸物資の確保が難しい中、この時期にこういった契約を結んで、年度内工事の完成見込みに伴う現管理棟を使わない時期が長くなるかと思うのですけれども、どのようにして工事完成までの間、機能を維持するための策を設けますか。

◇議長（新井賢次君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金子英明君発言〕

◇生涯学習課長（金子英明君） お答えいたします。

確かに昨今の世界の状況等を見ますと、資材費の値上がりであったりですとか、そもそも資材が入ってこない状況というところも見受けられますが、その辺りにつきましては事業者とよく協議をしながら、工期内の完成を目指したいと考えております。

また、工事中の利用者の方の利便性につきましてはですけども、確かに管理事務所が工事中は閉鎖になります。ただ施設についてはそのまま、管理棟以外の施設、競技場であったりですとか野球場であったりですとかテニスコート、様々総合運動公園には施設がございますけれども、そちらについて

は使用していただくべく、仮設管理事務所、プレハブですけれども、そちらを設置させていただきまして、貸出しの業務は継続したいと考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○追加日程第２ 議案第３７号 工事請負契約の締結について

◇議長（新井賢次君） 追加日程第２、議案第３７号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第３７号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町公共施設個別施設計画（建築物）の長寿命化計画に沿い、Ｂ＆Ｇ海洋センター大規模改修工事を条件付一般競争入札で行ったところ、８者の参加申込みがあり、５月２９日に開札をしました結果、田中建設株式会社玉村支店、取締役玉村支店長、田中克宗が、消費税込み４億９，８３０万円で落札いたしました。つきましては、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事は、平成９年の開館から２８年が経過したＢ＆Ｇ海洋センターにおいて、平成２４年

度に改修工事を実施したものの、施設、設備の各所に老朽化が見受けられることから、さらなる施設の長寿命化を図るため、プール室をはじめ建物内外、機械、電気設備及び給排水設備等、施設全体を改修するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

_____ ◇ _____

○字句等整理委任について

◇議長（新井賢次君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

_____ ◇ _____

○町長挨拶

◇議長（新井賢次君） 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 令和8年玉村町議会第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、6月1日に開会され、本日までの12日間、議員の皆様には、追加議案を含め全22議案につきまして、慎重にご審議いただき、提案いたしました全ての議案について、ご議決、ご同意を賜り、誠にありがとうございました。

また、一般質問において、議員の皆様方よりご指摘、ご提言いただきましたことにつきましても、十分その意を酌み、今後の行政執行に役立ててまいりたいと考えております。

さて、「麦秋の郷」にふさわしい黄金色の町の風景も、田植えを前にした水田へと移り変わる季節となりました。

先日、地域おこし協力隊の隊員が開発、販売している、町の大麦を使ったカフェインゼロのコーヒー風飲料の試飲会が役場で開催されました。また、道の駅玉村宿では、町の小麦を使ったオリジナルのクラフトビールの販売を開始しています。このように、町の麦を活用した商品が相次いで生まれていることは、地域資源を生かした大変意義深い取組であり、町の新たな可能性を広げるものと受け止めております。こうした動きを契機として、町の魅力をさらに高め、地域の魅力発信や地産地消の推進を図るとともに、農業、商業、観光の連携を深めながら、町全体の活性化につなげてまいりたいと考えております。

結びに、梅雨の季節を迎え、天候が不安定となっております。気温や湿度の変化も大きくなる時期ですので、皆様方には健康に十分ご留意いただき、今後とも多くのご提案並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、皆様のますますのご健勝、ご多幸を心より祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。



○議長挨拶

◇議長（新井賢次君） 令和8年玉村町議会第2回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月1日に開会し、本日までの12日間にわたり、一般会計補正予算、工事請負契約、人事案件などの議案について、慎重な審議がなされました。また、一般質問においては、10名の議員が様々な観点から町政をただすなど、活発な議論が行われ、誠に意義のある議会となりました。改めて感謝申し上げます。

執行当局におかれましては、今定例会の一般質問で示されました議員からの意見や提案を十分考慮していただき、今後の行政執行に反映されますよう、より一層の努力を求めるものであります。

結びに、議員並びに執行各位におかれましては、健康に十分留意され、今後とも町政発展のためにますますご活躍されますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

○閉 会

◇議長（新井賢次君） これをもちまして、令和8年玉村町議会第2回定例会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

午後3時6分閉会